

第13回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年5月15日(木) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 大会議室

1 開 会

2 事務局より

(事務局)

はじめに、委員の変更があったので報告する。函館青年会議所様からのご推薦により委員をお願いしていた藤澤委員が札幌に転勤となり検討委員を退任された。これに伴い、後任に副理事長の沢口さんをご推薦いただき、ご本人様より承諾をいただいたので、本日から検討委員会に参加いただいている。沢口委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

(沢口委員)

途中からの参加となるが、今までの資料等も拝見しているので、よろしく申し上げます。

(事務局)

沢口委員はワークショップの方にも参加いただいていると伺っている。ありがとうございました。それでは、横山委員長よろしく申し上げます。

3 参加・協働について

(委員長)

それでははじめる。前回までで情報の部分は一応まとまった。もう一度全部の条文を見渡した中でまた、訂正等微調整はあるかと思うが、一応まとまったということで「情報の共有」という一枚の紙になっている。読み上げる。

第何章となるかはわからないが「情報の共有」となり、その中が「情報の提供」「情報の公開」「個人情報保護」という条となる。

情報の提供は「市はまちづくりに関する情報を市民に積極的かつ迅速にわかりやすく提供し情報共有に努めます。市は広報誌、ホームページをはじめとした多様な手段による情報の提供に努めます」。

情報の公開は「市は市の保有する情報について、市民の知る権利を保障し、原則として公開します」。

個人情報の保護は「市は市が保有する個人情報を適性かつ厳重に取り扱います。市は個人情報の開示請求等の権利を保障します」。

こういう形でまとめたので確認いただきたい。

続いて前回の確認である。「参加・協働」については、私のほうからも委員長メモの参画・協働の1~4までについて、こういったことがこれからの議論で出てくるのではないかということを確認した。それで事務局のほうで今日用意してくれたものがあり、また宿題として事務局の方に投げた部分があるので説明をお願いする。

(事務局)

前回の検討委員会の中で、横山委員長のほうから2点ほど宿題がでていた。

まず1点目、条文の表現について「市政に関する企画、実施および評価のあらゆる過程において参加の機会を確保する」という強い表現にするのが良いのか、それとも「市政に市民が参加する機会を確保する」といった弱めの表現が良いのか、というようなことがあった。

もう一点は「参加の機会の確保」という表現で良いのか、それとも「市民の権利」などの強い言葉が良いのか。また、「市民の権利」とした場合「参加の義務」は必要ないのかというような2点があった。

それらを考える上で、現状函館市の市民参加といわれるような機能の仕組みや実態がどうなっているのか示してほしいということがあった。こちらについては庁内検討プロジェクトチームで“市民協働の取り組み状況”という資料を作成し、事前に各委員へ郵送させていただいた。

(委員長)

その資料も参考にし、今日は「参加・協働」について議論をしていただきたい。参加というのも、“参画”が良いのか“参加”が良いのかということも含めて。

すでに中項目という形で川田委員と市居委員のほうからは「市民参加」「地域の役割」「市民活動」「市民協働」というように出されている。どのような形で市民参加あるいは市民参画、協働といったようなことを条文に盛り込んでいったら良いのかという議論をしていただきたい。これについてもすでにいくつかの自治体では自治基本条例あるいは行政基本条例ができているが、そういうものもぜひ参考にしながら議論いただきたい。私の方からも第1回の委員会の資料の、ニセコ町、稚内市のものを少し紹介したい。ニセコ町の場合は第4章第10条「まちづくりへの参加の推進」という形で具体的に条文に載っている。「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりにおける町民の責務」というのが載っている。さらに第8章の「まちづくりの協働過程」という中で「計画過程等への参加」、「計画の策定等における原則」、「計画策定の手続き」という形で、まちづくりの協働過程が載っている。それがニセコの場合。

それから、稚内の場合には、“参画”という言葉を使っている。第4章で、「市民の参画の推進」、「協働の推進」というものが載っている。

住民投票については、別途事務局から説明をもらい、その上で議論しないと地方自治法上の問題その他もあり、難しいので今日は議論しない。

帯広市については、第3章で「参加・協働」ということで載っている。

(委員長)

“自治基本条例が作られるようになってきている”という意味合いとして、メインとなるのがこの「協働」や「協働のまちづくり」「市民参加」というところで重要。この辺は、“まちづくりをこれからどういうようにしていくか”というようなこと、そして“その中で市民がどうあるべきか”というような、ある意味条例に全くこだわらずに、市民参加や協働というものをどう捉えて、それをどうして行きたいかという委員の皆さんの想いを述べていただいても構わない。

(板本委員)

委員長に質問である。稚内で参加ではなく“参画”とした理由は何か。

(委員長)

市民が活動するときに、主体的なニュアンスがより強いのが“参画”であるということで、稚内市では検討委員のメンバーがそちらの方を選んだ。“参加”というのは、“参画”よりもそういった意味では弱くなる。ただ、国語表現として市民にわかりやすいという点では“参加”のほうがわかりやすい。

(若杉委員)

辞書を見てみると、参画は「計画に参加する」となっている。なので、行事やイベントに参加するという意味とは違うようだ。市民に対して提示するのであれば、“参加”のほうがまぎらわしくないのでは。

(委員長)

「男女共同参画社会」という言い方をよくするが、それがなぜ男女共同“参加”社会ではなく参画なのかというと、やはり主体的なニュアンスが強いからという感じはする。しかしわかりやすいのは“参加”である。

(板本委員)

私は前回欠席したので、メモを出した。参加と参画は、ニュアンスよりも、使い方自体が違う。“参加”というのは、意思決定に加わることが目的であって深い関与までは望んでいない部分がある。“参画”というのは政策決定の段階から深くかかわるという意味があると思うので、本来であれば、内容によって使い分けるのが筋だがそうすると市民に非常にわかりにくいので、市民にわかりやすい“参加”という言葉に統一して、参加の中に“参画”の意味もあると解釈したほうが市民にわかりやすいではないかと思う。

(委員長)

私自身もそれほどこだわっているわけではなく、帯広では“参加”にしている。そして稚内では“参画”にしている。それぞれの自治体の検討委員会のメンバーの多数意見によって決定した。

(若杉委員)

一般的に我々は、会話の中では“参画”という言葉は使わない。文章の表現上で“参画”という言葉はよく使うが、市民に対して発信するという意味では、“参加”のほうがよいと思う。

(敦賀委員)

“参加”の方が親しみやすい。

(委員長)

私も、どうして“参画”という言葉になったのか、男女共同参加社会ではなぜだめなのか、と思った時期があったが、おそらく強い思い入れが入っているということで、参画社会なのだろうと思う。

(若杉委員)

たとえばさっきの私のように、“参画”という言葉为国語辞典で調べた場合に「計画から参加する」とあれば、それを見たときに市民が「自分も計画から参加できるのか」ということになるかもしれない。

(委員長)

また、辞書はそういう書き方をしているが、それはおそらく男女共同参画社会などとなるとまた違った意味で使っているのだろうと思う。なかなか難しい。

(若杉委員)

“参画”よりも“参加”のほうが一般的に幅広い意味を持つというのであれば、偏った意味で捉えら

れがちということを防ぐ意味でも“参加”のほうが良いと思う。

(丸藤委員)

私も親しみやすい、わかりやすいというほうが良いと思う。“参画”というと専門用語っぽい感じがするので、“参加”という言い方で困らないのであれば良いのではないかと思う。

(長尾委員)

“参加”のほうが良い。

(委員長)

特に“参画”にこだわる方はいるか。——(なし)—— なければ“参加”とする。

(板本委員)

解説のほうには、深い計画からのところも含めているということも書いてもらえれば良い。

(委員長)

それでは、そのように解説文の中に書くということにして、“参加”ということとする。

問題は「市民参加」の中身だが、事務局で作成した参加・協働についての資料の「市民参加について」にあるように「市政に関する企画、実施および評価の過程において参加の機会を確保する」とするのか、また「市民の委員会から意見を聞きました」というアリバイ作りではだめである。「ゼロから市民が参加しないとイケない」という意見もあったようだが、どういう形にするか。

「市政に関する企画、実施および評価のあらゆる過程で参加の機会を確保する」と、明確に書いてはいる。色々なことに参加する、ゼロから市民が参加するということ、だから「企画段階から参加する」、「評価の過程にも参加する」という表現にするのが良いのか。あるいは企画、実施、評価の過程などの言葉は取ってしまい、「市政に市民が参加する機会を確保します」というようなかなり一般的な表現にするのが良いのか。

それから、「参加の機会の確保」という表現で良いのかどうか。“市民参加”は市民の権利なのだというような、強い表現、言葉を持ってきたほうが良いのか。また、“市民の権利”というからには“参加の義務”は必要なのかどうか、というようにところがポイントになる。そこで今回事務局にまとめてもらったのが、今函館市の市民参加はどうなっているのか、という資料である。“市民参加”というのは、ある面で言うと選挙により市議会議員などを選んでいるということも市民参加といえば市民参加である。基礎的な市民参加ということだと思うが、自治基本条例に盛り込むのは当然そのレベルのものではない。選挙などは当たり前の話である。もっと市民参加を、と言う時にどの程度書いていったら良いのか。今回“市長への提言、市民アンケート、市長と市民のふれあい懇談会、移動市長室、市民の声の箱設置、パブリックコメント、ワークショップ、市民と行政の連携した協働型イベントをやっている、市民団体や公募委員が参加する形で各種計画をつくっている”ということが具体的に資料にあがっているが、そういうことにも参加して欲しいということだが、どういう表現でまとめたら良いのか。

(若杉委員)

他の都市の基本条例を見て思ったが、たとえば初めて市民が基本条例を見たときに、“参加”と“協働”という言葉だけで条項をつくるのでは、市民がどうやって市政に参加できるのかということが具体的に書かれていない。“参加することができる”、“協働を推進する”というニュアンスでしか書いていない。

それ以上つっこんだことを載せるべきかどうか、具体的な事柄を入れてこのように市民は参加できるということを載せたほうが親切だろうけれども、そこまでやる必要はないにしても、「では具体的にどうしたらよいのか」という意見も出てくると思う。

(委員長)

帯広でやったときも「企画、実施および評価の過程において参加の機会を確保する」といった表現も大事だけれども、それよりも市民には参加するきっかけがあるのだろうかという疑問がある。もっと初歩的な“どうすれば参加できるか”“どうすればきっかけが作れるか”ということも盛り込んでほしい」という委員もいた。なので、“実施および評価のあらゆる過程”というような表現でよいのか、参加する機会の保障の具体的なものをもう少し盛り込んで書いてほしい、あるいはきっかけ作りみたいなことを盛り込んでほしい、という意見もあった。

(若杉委員)

そこまで細かく明記してしまうと、基本条例根本の趣旨というものがずれてくる。ある程度方向性というものを示すための基本条例であるので、具体的に何に参加できるかということと言われてしまった場合には、たとえば、公募情報などについてはホームページ上で公開する、というように言わないと、収集がつかなくなってしまうと思う。

(板本委員)

方法としてはニセコ方式でやると細かく盛り込んでいるが、見てみるとぜんぜん足りない。参加の条例としては、もうひとつは稚内方式で3として「別に参加条例を定める」とある。私はどちらかというところ、そっちのほうが良い。やはりきめ細かく参加するためのシステムを設けないといけないので、稚内方式で教条面ではさらっと言って、別に参加条例を定めても良いのではないかと思う。

(敦賀委員)

実際今現在でも、公募その他で行っている。

(若杉委員)

それをもうちょっと広く伝えるようなことである。

(委員長)

そういう点で言うと、稚内や帯広でも“市は努めなければならない”というような表現となっている。稚内でも、「市民の街づくりへの参加を推進します」としておいて、必要な事項は別の条例で、というつくり方をしている。それから、稚内では委員の方から意見が出たので、たとえば第10条の3で、「市は協働によりまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会作り、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合において、市の支援は市民の自主性を尊重します。」というように、条例に盛り込むとしたらやや抽象的な形でしか盛り込めないが、委員の要望を踏まえて“機会作り”や“市民同士が協力できる場の提供”などのことに“市は努力する”という文言で入れた。“実施評価のあらゆる過程に参加”という表現は立派だけれども、そもそもどうやったら参加する機会が得られるのか、という意見があったので、こういう表現で入れた。だから、ある意味で言うと稚内は両方入れている。策定の実施、評価の各段階で参加する、ということも入れているし、場の提供なども含めて、入れている形をとっている。

(若杉委員)

具体的にそれぞれ載せる方法がベストではないか。条例上では定めておく、そしてその他については別項目で用意しているのでごらんくださいと。その別項目は何年も同じとは限らない。廃止になることもあると思うので、それは広報誌、ホームページ上で常に新しいものにしていって、そこから参加できる機会が得られるとしていったほうが、良いと思う。

(委員長)

では、稚内の10条の3のように、両方もりこむという形で良いか。

(若杉委員)

そうでなければ、分厚い基本条例になってしまう。

(委員長)

帯広のときは、場の提供なども、ちょっと分厚いということでやめた。でもこの程度は入れたほうが良いのかどうかというあたりも議論いただきたい。

わかりやすさという点では場の提供なども入れたほうが本当は良いと思う。いくら“評価から何から全部参加する”という表現、文言だけ入れても、確かにそれは立派な条例ではあるが、もう少しわかりやすさとか、素朴な市民の声にこたえたとしたら、稚内の10条の3のように入れたほうが良いのでは、ということになって入れた。しかしこれでもちょっと分厚い。

(若杉委員)

たとえば資料のAのほう、総合計画、観光基本計画、自治基本条例等で市民が公募による参加することになると、何人くらいの参加が可能なのか。

(委員長)

公募は計画の策定委員会ごとに違うのでは。

(事務局)

手元に資料がないので正確にはわからないが、何百人というところまでにはなっていない。

(若杉委員)

それであれば、足りないということになるのか。市民の参加する機会が少なすぎるということになる。

(敦賀委員)

割合でいけば、2～3割ぐらいか。

(事務局)

そんなにないかと思う。この委員会でも13人中3人である。

(委員長)

全部公募というのも理想だとは思いますが、集まらないというのものもある。色々な各種委員会の性格にもよるが、各種団体の人にしっかり入ってもらわないとかえってよくない委員会もあると思う。

(若杉委員)

具体的に参画・協働のなかで、参画を促すような条文を作るとすると、「では参画は今までどれくらいあったのか」という話になったら、何十人などといった答えになるとすれば、条文に載せているわりには少なすぎる数字かと思う。

(事務局)

ちなみに公募委員だが、平成17年96人、平成19年101人。付属機関、その他の条例、要綱で設置している機関全て網羅して平成19年の時点では101人が公募委員ということになっている。

(若杉委員)

選ばれた人数が101人ということだが、応募人数としてはどうか。

(事務局)

手を挙げてきた人数は把握していない。公募枠を設けているにもかかわらず、公募を取っていないという委員会はあると思うので、公募枠と公募委員の数はほぼ等しいと理解していただいてよい。

(若杉委員)

ということは、市民参加できるような委員会があったにも関わらず、興味がないのか知らなかったのか、市民は公募の機会をずっと逃していたわけである。今度の基本条例でそれを入れるということはもっと参加してもらうような働きかけをするという意味も含んでいるということになる。“参画”という言葉が入った条例を作って、今までの100人を切るような公募委員に1000人も応募があったとか、そのようになるのが、条例を出した意味になると思うが。

(事務局)

市民の方もそうだが、行政としても、100人の枠を150人にしようとか、200人にしようとかそういうことになっていくと思う。

(若杉委員)

そういうことがあれば、この条例を作った意味がある。

(委員長)

そうだろう。よりいっそう市政に興味を持ってもらえるわけなので。

(板本委員)

今度基本条例を作るということは、市民主体の自治を目指すということだから、どのくらいの公募の委員をとるかなどのところにも、市民が入ってこれくらいに増やすなど意見を述べて決めることではないか。そのように全て市が主導するということは、これからの時代は違うのではないかという気がする。

(事務局)

たしかに現時点では行政が各種審議会などの要綱を作っており、その中で委員構成はどうか、公募枠は何人などということを決めている。これに対して、その要綱が良いのかどうか、公募枠をもっと広げなければいけないのではないかといった部分については、今、市民協働という視点で今年度指針を作成しようとしていて、色々な市民団体の方などの意見を聞きながら、その拡大といったことについては行政の方も意識しているので、行政は狭めているということではなく、今後どんどん拡大していきたいという思いはある。

(敦賀委員)

それほど増えるわけではないだろうが、当然公募枠は今までよりも数は増えなくてはいけない。

(丸藤委員)

公募枠についてだが、公募してきた人だけが“市民”というわけではないと思う。市民参加といった

ときには別に公募枠の大小じゃなくて、各団体の代表で出てきた人も、行政の人も、もちろん一般公募の人も、全員が市民で市民の目線で見るとのこと、共通のひとつの枠の中に入っているという意識をもつことが大切だと思う。もちろん公募を増やすということは大切であるし、しがらみなく参加する人が増えることはよいとは思いますが、今の話だと一般公募した人だけが“市民”で、それさえ増やせば市民参加ができるという話のようだが、それは違うと思う。問題は意識のほうで、つまり全員が“市民”であることを考える、そして同じ目線で同じ立場の中において物事を議論することが市民参加である、ということをはきちんとわかるようにして、その次に、行政の立場の人は場を提供しますかどうか、～しますかどうかということがないか。

(委員長)

若杉委員の考え方だと、自立性というところから公募の話が出てきていると思う。

(若杉委員)

ただ、一般公募以外でとなると、たとえば私はPTAの立場として話をさせてもらっているが、どうしても教育行事に関して他の方よりも知識があるということと、やはり思い入れもあるので、意見が偏ってしまうことは間違いないことである。これを一般公募の人となると違うと思う。

(委員長)

やはり各種審議会の性格にもよると思う。たとえば行政改革の審議会などについては各種団体が入ってもらった方がよい。今の世の中、だいたい自治体の方が各種団体の補助金を切りたいというのはあるだろうから、そうしたときに各種団体の方が入らないというのはやはりおかしいわけで、なので、そういう面でも各委員会の性格にもよるといえる。そういう面では、各種団体の人たちも丸藤さんの言うようにまさに“市民”であると言える。

(敦賀委員)

各種団体だといえど“市民”には違いないが、ただその性格により委員会や協議会などの請求によって必要な業種その他はある程度行政で、枠を決める。けれどもおそらく今の現在の状況では公募枠は少ない。それをもう少し増やすという形であれば、今まで皆さんの話を聞いて良いのではないかと。

(委員長)

自治基本条例ができて、市民の意識がだんだん高まってくれば、公募する人も増えてくるのではないかと。

(板本委員)

一般市民でも団体に入っている方はわかる。自分に関係あるところは当然参加する。しかし大多数はどこにも属していない一般の市民であり、本当はそういう人の受け皿みたいなものがあれば、そういう認識のある人が育っていくことができると思う。

(敦賀委員)

やはりそういうようにして市民が参加してくれているうちに、その人から色々話を聞いて、自分も今度行ってみたいというようになれば、一番良い。

(若杉委員)

今では自分の意見を述べるというのは、どこかの団体や協議会に参加しないとできないという実情が

ある。一市民として手を挙げたとしても誰も聞いてくれない。

(委員長)

市は、多様な参加方法を整備していかなければいけないということはあると思う。

(若杉委員)

一般市民がまちづくりに参加できる機会としては、ここに書いてある7つの計画、委員会などを中心としたものなのか。

(事務局)

7つだけではなくまだたくさんある。

(若杉委員)

そういったものは、市民は知らされていないから、公募の応募も少ないという実情なのか？

(委員長)

公募というのはどうやって知らしめているのか。

(事務局)

「市政はこだて」やホームページ、新聞、報道等で行っている。

(敦賀委員)

帯広や稚内を参考にして盛り込むのも良いが、函館がせっかく中核市になったのだから、中核市らしい条例というのはいかないか。

(委員長)

たとえば稚内などでは、市民の方からの意見がでたということもあって「市民同士が協力できる場の提供」だとか「機会作り」という表現を入れた。「きっかけがない」という話があったわけである。例えば団体に入っている方などは、なんらかの形で意見が表明できるが、一般の集団にない方というのは、市民参加というけれどもどうしたらきっかけが作れるのか、というのがああると思う。それをこういう形で盛り込んだ。これは帯広にもニセコにもない。だからそういうものを盛り込むかどうかというのも議論になるとおもう。稚内はこの部分、分厚くなったが、その分わかりやすい。

(板本委員)

このとおりの条文で全く問題ないと思うが、稚内市は、本当に具体的に実行できるのかという疑問がある。

(委員長)

実際はかなりやっている自治体ではある。町内会活動も結構活発だが、それとは別にまちづくり協議会のようなものを別に作ってさらにやっている。そして、それには市の職員も関わっていく。

(丸藤委員)

稚内の3つの「場の提供」「機会作り」「情報提供」というのは基本で大切だと思う。まちづくりセンターはまさにそういったことをしているわけだが、よく来る一般の方は、市民活動のようなことを「自分がやっても良いものか」といったことを言うかたがたくさんいる。つまり、市民活動や市民参加とはいっても行政に何かを言うというのはかなり勉強した人であるとか、それこそどこかの団体のリーダーとかそういう“プロ市民”のような人でなければいけないと、はじめから思ってしまった人という

のが結構いて、相談などされた場合に「良いんですよ」という話をするとうと驚く人もいる。だから、そういうのは、場を提供するとか、機会作りとか、情報を提供することで市民参加のハードルというのは高くもなんでもなく、バリアフリーで誰でも参加していけるのだということ伝えるためには、この3つは入れた方が良いのではないかと思う。

(委員長)

「市政に関する企画、実施および評価の過程において参加の機会を確保する」と一言入れれば全て網羅できるという人も中にはいるが、そうではないと思う。やはり一般的な市民の方は、市民活動とか、市民がどうしたら参加できるということがわからない。そういった人たちにちゃんとわかりやすい言葉で、条例に盛り込んだ方が本当は良いのではないかと思う。強い表現を条文の中に入れるだけで済むというようには思えない、と私は思う。ただ、これが入っているのは稚内くらいではないか。

(大江委員)

今お聞きしている感じで私も基本的に賛成である。そもそもこの自治基本条例が函館で作られる場合は、かなり教育的機能というか、市民がまちづくりを考えたり参加するひとつの大きなきっかけとして、この自治基本条例を作ろうという大きい流れが、前の懇話会のところからの通奏低音としてあり、そういう意味で特に“市民参加”という条例のセクションのあたりで、教育機能的な意味合いを持たせた中身である「情報提供」や「機会作り」といった文言を入れるというのは全体の趣旨から言っても合っている。そして、具体的なまちづくりというようなところでも教育機能的な条文、文言を入れるというのは賛成である。ただ同時に、この条例は最低でも10年20年と、長く生き延びる条例だと思うので、そういう場合に市の体制というか、函館市の行く末がどうなっていくかというのは不透明である。そのときに、憲法もそうだが、大きいルールであればあるほど、権力を持っている側に対する、ある種の権力の制約、制限が必要である。もし、これが憲法的な条例であるならば、ここの特に「市民参加」の部分では抽象的な文言ではあるが「計画と実施と評価に対して市民が参加する権利をもつ」といった市民がパワーを与えられる条文があるのとないのとはだいぶ違うと思う。私は、すぐには効かないかもしれないが、非常に堅い3つの側面(計画・実施・評価)からの参加への権利の文言というのは長い目で見たら非常に大切であり、また、“権力を制約するような難しい堅い文言”と、“あたたかい教育的機能を持った文言”がセットであることが大事なのではないかと思った。稚内方式のように両方あるもの。

(委員会)

教育的な機能だけではなく、かえってそちらの方が自治体からすると「何かやらなくては」というプレッシャーになるかもしれない。

(若杉委員)

「参画・協働」の条例ができた暁には、行政側の今までのPRの方法はちょっと力不足だったということは認識してもらおうとして、広報誌以外の市民参加の宣伝も強化していかないといけないということにもなるだろう。いずれにしても、さらっとした条文であれば、おそらく市民はどういう風に参加できるかという疑問から始まるだろう。そうしたら、まちづくりセンターをお尋ねくださいということもあるかもしれない。

(委員長)

稚内市だと、まちづくり委員会というのがあり、市役所の職員の中から希望者を担当者として決めている。そして夜に会議をしている。市の職員はほとんどボランティアみたいな感じで、市民もまた積極的に参加している。そういう仕組みというのは、もともとそういうベースがあったというのものもある。小さい町だからできたからということもあるのかもしれないが、大切なことだと思う。特に函館の場合は町内会への加入率が低いということがある。市民参加のひとつの基礎的な単位でもあるのに、そこへ入らないというのもひとつの課題かもしれない。

(敦賀委員)

ここ10年間くらいで、毎年1%ずつ減っている。加入率は平均66%である。平均で66%ということは50%割っている状態もあるということである。

(委員長)

町内会も、行政の伝達機構だけだと、皆もおもしろくないだろうがおそらくそうではなく色々な役割があるだろうから、もっと参加してほしいと思う。

では、どうするか。市政に関する企画、実施および評価のあらゆる過程に参加する機会を確保する、というのと、稚内のようなある程度具体的な情報の提供や、機会作りなどの文言を入れるか。両方入れるという意見も多かったが。

(大久保委員)

両方入れたほうが良いと思う。

(川田委員)

話を混ぜ返すようで恐縮だが、まず帯広、稚内とは町の規模が倍くらい違うということがある。それと、函館というのは昔かなり都会であったということでその気質がかなり残っていて、函館市民は妙なところが都会っぽい。自分でやろうとしないで文句だけいうような、そういう人たちをどうやったらこっちに向けられるのか、自分たちも構成する一員であるという意識を持ってもらって、参加でも参画でもどの段階でも良いが、とにかく皆に関心を持ってもらうための基本条例になってほしいと思う。中身についてはとても良い方向に議論が進んでいると思う。

(沢口委員)

まちの規模や今までやってきたことの積み重ねがあると思うので、確かに稚内のように細かくひとつひとつやることも良いが、逆に函館の場合はそれを書くことにより縛られてしまうとか、やらなきゃいけないというようになってしまうのも怖いと思うので、ある程度は大きく表現したなかで補足的に何項か入って、市民と行政がお互いさらによく努力していけるような条文になれば良いと思う。

(委員長)

では“機会作り”などの言葉は入れたほうがよいということか。

(沢口委員)

それぐらいの表現で良いのではないかと思う。

(委員長)

自治基本条例ではそれ以上具体的に書くわけにはいかないだろうとは思う。たとえば“情報などの必要な支援”とか“協力できる場の提供”程度の表現ならばよいだろう。

(市居委員)

他都市の状況とか、色々見ていると思うが、札幌のもので良いと思ったものがある。「市民参加の推進」という部分があって、行政はきちんとやりますよということを言っている。そして「市は市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮する」ということが載っている。大きなところで“実施の時期が適切であること”“効果的かつ効率的な方法によること”“事案に関係する市民または地域にかかる市民が参加できること”“性別、年齢、障害の有無、経済状況などに関わらないこと”といった大きなくくりでもって、誰でも参加できるということを示している。それも良いのではないかと思う。

(委員長)

協働のところに今のようなことを入れるかどうかということもある。つまり、他の部分においても述べることができる事柄ではある。

それでは、稚内方式のように両方入れるということによいか。

また、“参加の義務”については必要になるか。あるいは“権利”というものもここに入れる必要はないか。

(若杉委員)

要するに市民であれば誰でも行政の計画などに対して参加できるという権利のことで、それに対して受け入れるというのが行政の義務ということ。それを義務と権利という言葉を使うかどうかもあると思うが、ニュアンスとしてはあると思う。

(川田委員)

市民についても「参加すべきである」という義務も入れる必要はないか。

(委員長)

権利というのはどこに入れるかということもある。協働のところに入れる必要があるか、市民の権利および義務といった項目も作るのそのときに「市民はまちづくりに参加する権利を有する」などのような文言を入れるなど、何らかの形で入る。そのときに義務規定みたいなものも同時に必要になるかどうかということ。つまり、権利があるからには義務があるということである。

たとえば稚内の場合であると、第5章に「市民」というところがある。協働のところではないが、「市民は一人ひとりの自由な意思によりまちづくりに参画する権利があります」「市民は個人として尊重され安全で安心な生活を営む権利があります」というように出し、その後義務を持ってきていて、「市民は一人ひとりの実情に応じてできる範囲でまちづくりに参加するように努めます」というように義務規定をしている。「市民は参画する場合は自らの発言と行動には責任を持ち互いにまちづくりの活動を尊重しあい、互いに対等な立場で協力するように努めます」という義務をいれるやり方をしている。

一方、それぞれの策定審議会の意見を尊重してきめているので、帯広ではだいぶ違う。帯広の場合は、「市民はまちづくりに幅広く参加する権利を有する」としている。かならずまちづくりに参加する権利はどこかで言わざるを得ない。ただそのときに、「市民はまちづくりに参加または不参加を理由に不利益な扱いを受けない」という項目を入れた、つまり参加する権利を有するということはもう一方で義務もあり、だけど帯広の場合はあえて、“不利益を受けない”という項目を入れた。稚内でも不利益についてどうするかと話したときに、まちづくりの条例策定をやっている、市民参加・協働という文言を入れて

いるのに“不利益を被らない”という内容のものを入れるのはおかしい、ということになった。それで「それぞれの実情に応じて・・・」という表現になった。どちらが良いのか。

(川田委員)

“まちづくりに参加”というには、まちづくりとは何かという定義がないと難しいのではないかと。市役所の施策に対してものを言うばかりではないと思う。町会の中の勉強会であってもそれはまちづくりである。そこまで“まちづくり”という言葉の範囲を広げていけば、ある程度の参加義務というのを書いても問題ないのでは。市役所にものを言うことだけを考えてそれを義務だということになると混乱するかもしれない。

(委員長)

なので稚内では「一人ひとりの実情に応じて」という表現を入れた。人によって違うので。いきなり不利益規定が前面に出るやり方というのもどうかと思う。ただ明確であることは間違いない。

参加しないことによる不利益を規定する必要があるのか。条文自体は他のところで書くことになると思うが。おそらく“権利を有する”といったことは書かなくてはいけない。そうすると“義務”が必要になってくる。そうした時に“できる範囲で個人の実情に応じて参加する責務がある”とするのか、“参加しなくても不利益は被らない”という項目を入れるのか。

(市居委員)

不利益を被らないと書くと、別に参加しなくてもよいと言っているように聞こえる。

(川田委員)

明文化することもないような気がする。

(若杉委員)

義務と責務という言葉を用いてしまうというのは、憲法の範疇ではないかという気がする。市民、国民であるための権利というものがあると同時に義務として税金を払うという、そしてそれをしないと罰則規定があるというような。罰則と義務というものもリンクしているような気がする。条例の場合は“義務”という言葉をかちっと入れないほうが良いのではないかと。

(委員長)

権利は書いても責務は書かないということか。

(若杉委員)

義務、責務という言葉何か別の言葉に言い換えて。不参加を理由に不利益を被らないというようなものを入れなくても良いような、もう少しやわらかい言葉があればと思う。

(委員長)

自治体の条例によっては、権利だけを書いているところもある。「市民の権利」という項目はあるが「市民の責務」という項目はなくて、あと市職員の方は責務だけになっていたりということもある。市民もまちづくりに参加する権利があるという以上は、責務みたいなものも書かざるを得ないような気がする。

(若杉委員)

本音は、権利を主張するなら義務も付きまとうということであるが、ただそれを明言して良いものか

どうか、ということである。

(委員長)

「まちづくりを推進することに努めなければいけません」というような表現になると思う。もっとやわらかい表現になるかもしれないが。そのように責務を入れた場合に、まちづくりへの参加、不参加で不利益を被らないという項目を入れるか、それとも責務として「まちづくりに参加するよう努めなければいけません」と入れた後に、そのようにストレートに入れると圧迫感があるので、「一人ひとりの実情に応じてできる範囲でまちづくりに参加する必要があります」といった文言を入れるのが良いのか。それとも、参加する責務の方は入れないで権利の方だけ入れるやり方もある。

おそらくこの後、市民の権利・責務といったところに入れることになると思う。市長、市職員の責務や役割というのを入れて、市民のところだけ権利だけというのもどうだろうということもある。

(若杉委員)

たとえば行政に公募で参加した市民が会議に入って、行政の計画などの作成に関わった以上はその計画に対して委員の一人として責務は生じると思う。そういう意味での責務はありうると思う。

(丸藤委員)

この責務というのは、“責務”という言葉を使ってしまうと難しいが、この表現で参加を促すような意図があると思う。私がよくまちづくりに関して言うのは、「自分のできることや興味のあることでまちをよくしていこうということがまちづくりや参加である」ということで、たぶん「ひとりひとりの実情に応じて・・・」というのは同じことだと思う。“責務”という表現が良いかどうかはわからないが、権利だけではなく、もう少し強く促していくような部分があったほうが良いのではないかと思う。函館の場合、良しにつけ悪しきにつけ無関心な人が多い。それぞれのまちの実情に合った特徴ある文言があると思うが、そのひとつがそのような、“無関心ではなく”とか、“誰かがやれば良いという考えではなく”というような、参加を促すという部分になってくると思う。そのポイントがここだと思う。表現は難しいと思うが、責務のようなものは入れたほうが良いと思う。ただ、それに付随する、参加しない場合の不利益についてはいらないと思う。

(委員長)

結局、帯広の場合責務を強く表現してしまったので入れざるを得なかったというのがある。稚内の書き方というのは、実は最初法務の方から条例というのはもっと堅いものだという抵抗があった。「一人ひとりの実情に応じて」という文言が条例に入ってくると自体が、条例の趣旨には合わないのではないかという法務の方からすればそういう意見があった。最初は大変で不利益規定みたいなものを入れざるを得ないだろうかという話もしたが、最後には全て含めてOKということで、うまく入れられた。

(若杉委員)

この部分ではなく、もっと大きな目で見ると根本から言うと、函館の市民である以上は、市民である権利を、市民は主張することができるのは間違いない。それと同時に函館のまちをよくするための義務も生ずるという意味で、“義務”という言葉を使うというならば問題ないと思う。それに合わせて、責務という言葉はどこかにうまく挟んでやれば良いのでは。細かいことに対してではなく、あくまでも函館に住む市民としてまちをよくする義務があるというニュアンスで“義務”という言葉を使うと良い。

(委員長)

具体的な文章にするとどうなるだろうか。庁内プロジェクトの方では、今までの我々の議論で文章を作ることはできそうか。もう少しつめないとだめか。

(庁内プロジェクトチーム)

方向性だけでも決めてもらえれば、ある程度のものを出せると思う。それを次回検討ということは可能だと思う。

(委員長)

ではもう少し方向性を出してみる。例えば不利益規定を入れるか入れないか。今までの意見を総合すると、不利益規定については、まちづくりの市民参加の観点からするとちょっとよくないのではないかという意見が多かったと思うがどうか。

(板本委員)

具体的には不利益と言えどどんなことがあるのか。

(大江委員)

短期間で考えたらありえないとは思いますが、基本的には権利をさらに補強するものとして、まちづくりをしようと思ったときに誰か力を持った人に邪魔されることを防ぐという権利、同時に市民ということで誰か任せではなく皆と協働して自らが作っていくと言うことで、義務、責務、責任などの文言で入れるということは大事だと思う。

ただ、仮定の話ではあるが、将来的にもっと参加が進んだり、市の体制が変わってきて、何かしらのまちづくりの細かい制度が出来ていき、それに参加することが義務のようになったとする。それに正当な理由なく参加をしないと何らかの不利益がでるという可能性は、仮説としては十分ありえる。

(板本委員)

そういう不安感があるのではあれば、当然条文に入れなければいけないと思うが。

(大久保委員)

ある程度権利があるので、不利益規定は入れた方がよいとは思いますが、強い表現よりは「一人ひとりの実情に応じて」というように緩めた方がよいのではないかと思う。また、どこかに入れた方がよいと思ったのは、まちづくりにしても何にしても“主体はまず市民であるので、参加しよう”といったような形で主体性が自分たちにあるのだということを入れてほしい。だから、参加するには権利や義務が周辺にあるのだという考えである。

(長尾委員)

不利益規定を入れる、入れないの両方の意見が納得できるので、どちらが良いとは今は言えない。

(市居委員)

私は不利益規定があったほうがよいと思う。

(沢口委員)

私は、権利はやはり大きく謳いたいところではある。それに伴って責務とか不利益が出てくるのだろうが、一番は“一緒に参加しよう”という部分を大きく謳いたい。権利を規定した後はさらっと責務を書ければその後もさらっと不利益についても書けるのでは。やわらかい言葉を使って責務をさらっと表

現できれば良い。

(板本委員)

あくまでも行政というのは市民から見ると一つの権力者のようなものであるから、いくら平等とは言いながら。それから市民をある程度保護するのであれば不利益を受けないという条項を入れた方がよいと思う。

(委員長)

市民参加のところじゃなく、市民の権利のところに入れざるを得ないと思う。だが、非常に関連していて、まちづくりの市民参加のところなので、それで直接ではないが一緒に議論しているという事情はある。

(丸藤委員)

私は個人的には不利益規定は必要ないのではないかなと思う。ただ、あったからと言ってそれが何かを阻害するようなものではないと思うので、入れるまでもないかなというレベルで考えている。不利益規定が入ったことによる大きなマイナスポイントというのは感じない。

(川田委員)

不利益規定を入れるというのは、参加しなかったことにより何か他から意地悪をされることを排除するという意味でよいか。そういう意味で言えば不利益条項と言うのはなくても良いかなと思う、

(委員長)

帯広の場合は、法務の方が非常にしっかりしていて、なかなかやさしい表現にならなかった面があり、「～なければならぬ」などという表現が非常に多かった。帯広の第2章「市民の権利および責務」第4条3項などは「市民は自ら情報を共有するように努めるとともにまちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならぬ」と、非常に強いマストの規定をしている。そこで、それではちょっと強すぎるということで“不利益を受けない”という規定を入れた。

稚内の場合は、そういったマスト規定にしなかったので、個人個人で出来るだけ参画するように努めるという表現で市民の責務をやわらかく表現している。

であるから、まちづくり参加の責務の表現を弱くすれば大丈夫かとは思いますが、非常に強い表現をすると、不利益規定は必要となると思う。

(敦賀委員)

「努めなければならぬ」というのは強い表現になるのか。

(委員長)

やはり「～なければならぬ」というのは相当強い表現だろう。

(敦賀委員)

やわらかい表現かと思っていたが。

(川田委員)

しかし、この書き方は努力義務規定なのでは。

(委員長)

稚内では、市民の中には、稚内の自治基本条例が条例とというのが法律的な文章になっていないので、

恥ずかしくて世の中に出せないと言う人もいた。しかしそれは違ふと、自治基本条例以前の個別条例というのはきちんと条例になっていて、そういったものを踏まえて自治基本条例を作っているの、何も法律的な表現にしなくても良いのではないかと、ということであったが、やはり一部の市民からは、他の条例に比べてやさしく書かれてはいるが逆に恥ずかしいという意見があった。私は「やさしく書くことにオリジナルを求めたのだ」と言ったのだが、逆に反発された経緯もあった。

(若杉委員)

「～ならない」という表現は憲法の表現だ。憲法となるとそれを守らなければ罰則がある。ということ言えば、今回の自治基本条例は憲法ではなく条例なので、ある程度やわらかい表現をする以上は“不利益”という言葉は必要ないと思う。また、不利益規定をつけた場合「この不利益とはあるとすればどうということなのか」という疑問がでてくるだろうが、私はよくわからない。あるとすればどうということなのか。こういった疑問が生じてくるのであれば、不利益規定はいらないと思う。

(委員長)

意見が分かれているので、これに関しては庁内プロジェクトチームで不利益規定を入れる条文と入れない条文あるいは強い条文と弱い条文の両方のパターンで作ってみてもらえるか。そして次回また検討したいと思う。

それから“参加する仕組みの充実整備”ということに関しては、先ほど議論した結果稚内方式できっかけ作りなどを入れることになったが、もっと具体的なものまで入れる必要があるかどうか。もっと具体的ということは、パブリックコメントだとか、そういった具体的な市の施策のようなものをいくつか網羅的に入れる必要があるかどうかということ。

(若杉委員)

必要だと思う。先ほど市民公募への参加ということで述べたが、周知が徹底していないから応募が少なかった、やっていること自体知らない市民が多いことが原因で応募が少なかったとしたら、それを知らしめる努力をもっとすべきだということになってくると思う。参加する仕組みの充実整備ということであれば、広報誌、ホームページ以外のさまざまな方法で市民に、参加できることを具体的にもっと知らしめることをやるべきだと思う。そういったことを自治基本条例の中でも入れるべきだと思う。

(委員長)

具体的にいくつかのものについて入れたほうがよい、例えば“公募制の充実に努める”といったように、具体的なものを具体的に入れていった方がよいという意見だが、どうか。それとも抽象的にとどめておいた方がよいのか。条例によっても色々あると思う。帯広のときはパブリックコメント制度についてだけはあえてそれで1条作った。パブリックコメント制度に重きをおいて、第10条に入れた。稚内ではそういったことはしなかった。あえて具体的などころまでは書いていない。その代わり、抽象的な形ではあるがかなりわかりやすく、“協力できる場の提供、機会作り、情報提供”ということを入れた。なので、これも両方ありえると思う。仕組みの充実整備まで入れる方がよいのかどうか。これも意見が分かれるところだと思う。

苫小牧では、第5条で「市は市政運営への市民の参加を推進するため別に条例で定めるところにより市民参加に関する制度を設けるものとする。」と具体的に書いてあり、その中で若杉委員の言っていたと

おり、「審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項」などが入っている。

岸和田は、第16条「協働および参画」では、「意見聴取その他の多様な制度」という表現をしている。岸和田には不利益規定がある。「配慮しなければならない」という表現もある。

吹田の第18条では「参画制度の整備を図らなければならない」という表現になっていて具体的などころまでは踏み込んで書いていない。

登別市は第7条から9条。ここも不利益規定がある。「～なければならない」という表現のところには大抵不利益規定があるようだ。

やはり「～ものとする」や「～なければならない」といった法的な表現で、法務の要望を受け入れたというところだろうか。具体的に出していただければと思う。おそらく帯広の場合はパブリックコメント制度が非常に重要だということでそれだけは制度として入れたと言うことだろう。他の自治体は“制度の整備や充実を図らなければならない”というような表現をしているところが多い。それから“公募委員を増やさなければならない”というような表現をしているところもあった。どこまで参加の仕組みの充実整備を謳うことが必要かということがポイントになるかと思う。稚内のような形で、参加の機会の保障や情報提供、場の提供などは入れると言うことで同意できているが、パブリックコメント制度のような具体的なことを入れるか入れないかというあたりはどうか。今、若杉委員からは具体的に公募の問題が出てきたが。

(長尾委員)

具体的に入れると言うのは、帯広のパブリックコメント制度についてのようにそれで1条作るということか。

(委員長)

そうでなくても構わないと思う。いくつか並べて、これこれなどの制度の充実を図らなければならないという表現でも構わないと思う。帯広はパブリックコメント制度だけ、ある意味唐突に大きく出ているような気もする。

(丸藤委員)

仕組みを作ったり充実させていくことは大切だと思うが、多分時代時代によって方式などが結構変わってしまうのではないかな。パブリックコメント制度も何年前から使われ始めたかわからないが、最近やたら言われているがいまだに何の意味かわからないという人の方が多いと思う。唐突に出てきて、さもこれをやっているという市民の意見を聞いているというような感じを受けるが、意味がわからない人も多いと思う。私自身パブリックコメントのことは、役所から市民へ、市政はこだてのようなものに載せるのがパブリックコメントなのかとしばらく勘違いしていた。時代が変わるとこのパブリックコメントという言葉自体が違う言葉になってきたり、あるいは色々なIT関係がもっと充実してきたりすると、全く今想像していなかったようなやり方で市民の意見を聞くということもあるかもしれない。そうすると、こまごま具体的に入れるよりも、仕組みづくりの充実といった表現に留めておいた方が、よりフレキシブルに、その時代時代に合った形での市民参加のやり方と言うものが出来るのではないかなと思う。

(委員長)

条例の見直しについての項目を入れるかどうかにもよる。4年に1度の条例見直しについて条文に盛

り込めば、具体的なことを少し書いても、時代の流れが変わっていったとしても、変えていけばよいということになる。ただ条例の見直しの項目を入れなければ、今丸藤委員が言ったようによくないかも知れない。

委員長メモでは、“仕組みの充実整備を謳うことは必要なのか”とあるが、例えば“市民が計画の制定改廃で意見を述べたり、施策の実施などの意見を述べたりすることの仕組みの充実整備”や“ワークショップ、審議会、パブリックコメントなどの仕組みの充実整備”と言ったことが考えられる。これらをどの辺まで書くのが良いか。これは条例の抽象性を考えたときのバランスの問題である。また、若杉委員のように公募の問題についてはぜひ入れたいと言うことであれば、入れる必要があると思うし、重要なものをいくつか入れるというやり方ももちろんある。そして入れることによって市民にとってのわかりやすさというものが出てくる。ただ、時代時代で制度や仕組み自体が変わっていくことや、条例の抽象性ということを考えてときにどの程度入れていくのかという問題もある。その辺を議論いただきたい。(若杉委員)

公募にこだわっているわけではない。市民が行政の計画に対して直接参加できる一番の窓口が公募だと思うので、そういった意味で公募を強調しているだけである。(委員長)

了解した。それでも、若杉委員のような意見と言うのは、必ずしも参加協働のところに入れなくても、例えば帯広などでは、審議会のところで「総合計画の策定にあたっては市民が参加する機会の充実に努めなければならない」といった表現はしている。具体的に公募とは書いていない。

どうであるか。具体的に入れなくてもよいか。パブリックコメントも入れなくてもよいか。どうしてもこれは入れたほうがよいというものがあれば出してほしい。

(若杉委員)

「充実整備に努める」で良いと思う。

(沢口委員)

私も、仕組みとして市民が積極的に何でも出来るという形で書いたほうが良いと思う。書いてしまうと書いているものにしか目がいかないのではないかと思う。

(大久保委員)

具体的に書くよりは、充実した制度や仕組みを作っていくことに努めるといった感じで良いと思う。

(長尾委員)

解説に、具体的に書くのであれば、条文には具体的に書かなくても良いと思う。

(委員長)

解説の中でいくつかの制度を羅列的に書いておけば良いと。それでは、書かないということではよいか。

(板本委員)

書かないということは稚内方式のように、「市民の参加について必要な事項は別の条例で定める」という条項を定めるかどうかということもある。これを入れなくて、条文にも具体的に入れなくてよいかであれば、市民参加とはどうするのだということになる。個人的には、別の条例で定めるという条項を入れるのであれば、そこへパブリックコメントも公募も入れればよいので、さらっとしたもので良いと

思う。しかし、こういった条項を入れなくて、パブリックコメントも公募も入れないということになると、解説だけで良いのかという疑問を持つ。私は稚内方式で、参加条例のようなものを別途定めるのが良いと思う。

(市居委員)

私は以前出したときには、参加協働とは別のところで考えていたのでパブリックコメントをひとつの条文のような形で提出したのだが、参加協働のほうで含むのであれば、パブリックコメントという形で別に出さなくても良いのかなという気がしている。議論をしていくと、他のところともリンクするところがたくさん出てきて、焦点がどんどん広がりすぎて見えづらくなっていくところもあり、どうなのかという感じがする。今日の参加協働というところから結構ばらつきが出てきてしまっている気がする。

(委員長)

以前情報のところで「など」という表現で入れたものがあった。「広報誌、ホームページをはじめとした」という表現の仕方も可能なことは可能である。

(大江委員)

丸藤さんの言うような将来まではもちろんのこと、比較的近いレベルでも、パブリックコメントと公募が代表中の代表なのかというのがちょっとわからないが、もしそうだとすれば、それらをはじめとした、というぐらいは入れても良いかと思う。

(委員長)

板本委員が言ったような市民参加条例のようなもので別途他の条例で定めるというようなものでいうと、下関市が市民協働参画条例では、具体的に“市民参加の方法”という中で、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会を設置、パブリックコメントの実施というような形で、市民参画条例の方で入れているやり方をしている。ただ下関市は、市民参加条例があり、自治基本条例はない。市民参加条例のようなものがあれば、こういった形で入れるということになるが、自治基本条例の中でも、いくつか代表的なものを入れるということはあると思う。

(若杉委員)

全体で、自治基本条例の他に補足というか解説の必要な条文はこの先出てくる可能性はあると思うか。

(委員長)

解説というのは、条例の解説であり、解説に効力はない。書いてある条文に対してさらに詳しいことは別に作るということは出来る。

(若杉委員)

それでは自治基本条例の方はさらっとでも良いということか。

(委員長)

たださらっと書くか書かないか、条例に載るか載らないかでも違ってくる。解説文よりももっと強いのであれば、指針、さらに強いのであれば条例でということになる。解説文にはのせるつもりではいるが、板本委員の言うのは、もっと強い、別途条例などを定めるような形で作って、そこでちゃんと書いてもらわないと困るというのが板本委員の考えだと思う。

(板本委員)

市民参加と言うのは自治基本条例の中でも大事な部分だと思うので、ある程度細かく入れないと、市民側にとっては非常に対応しにくいので、しっかり入れたほうが良いのではないかと。

(委員長)

そうしたときに何を入れるか。パブリックコメントと公募が代表的なのかという大江委員の疑問もあったが。

(板本委員)

パブリックコメントはひとつの参加の手段であるので。

(委員長)

それだけではない。代表的なものを入れれば良いとは思いますが、その代表的なものは何かということになる。

(川田委員)

議論が、市民参加という言葉の意味が、われわれ一般人が市という組織、機構に対してどう参加するかということに囚われ、限られてきていないか。市民参加というのはまちづくり全体に対して市民参加である。例えば町会の班長をやって集金に回るのも市民参加であると思っている。そうすると、パブリックコメントという市民と市の機構との間のやり取りだけを例示するというのは誤解を招きかねないと思う。もちろんパブリックコメントもひとつの市民参加ではあるが、私たちが議論しようとしているまちづくりへの市民参加というのは、もっと概念が広がったように思う。そこで、例示を示すと、条文の解釈がとても狭くならないか。

(委員長)

それは、この間の情報共有の議論のときもあったが、やはり情報をたくさん持っているのは行政であるので、共有というのもお互い持っている情報を出し合うという話ではなく、基本的に行政がいっぱい持っている情報を市民も共有するという表現のまとめ方をしている。

市民参加と言うときでも、今までの市民は役所に頼っていた面が強かったが、今度は行政との協働を模索しなくてはならないというところにきているわけである。そういう面で行政と市民との関係と言うあたりが、ひとつの市民参加協働というなかで大きい柱になっていることは間違いないと思う。それで、パブリックコメント、ワークショップなどが出てきているというように考えた方が良いのではないかとこの趣旨である。

意見が分かれている部分であるが、ここも庁内検討プロジェクトの方で2案考えていただき、次回議論するという形にしたい。この部分は同時に市民の権利責務という、参加協働とは別の項目となるが、そういったものも含めて考えていただきたい。

(庁内検討プロジェクト)

条例のような形にまで出来るかどうかというところはあるが、ある程度の形にはしてきたい。

(委員長)

次回もう一度議論するので、むしろあまり固めなくてもよいと思う。ただ、次回が26日で短期間だがよろしく願います。

今日は、委員長メモでいう「参加する仕組みの充実整備を謳うことは必要か」というところまで議論

し、庁内検討プロジェクトチームへ投げかけたというところまで進んだ。次回はそれにプラスして、「協働の基本原則は何か」「コミュニティ」について検討したいと思う。これらも非常に重要な部分だと思う。

協働の基本原則は何かということについては、私の方でこのような表現はどうかということによってキーワードに下線を引いたものがあるので、こういったものを見ながら次回皆さんで議論したい。キーワードが出てくれば、あと、色々文章が出てくるだろうと思う。例えば「相互理解」「役割分担」「施策の整備」「市民の主体性、自主性」「対等のパートナー」「参加の機会の拡大」「きっかけづくり」「協働の担い手に対する人材育成」「団体相互の情報交換や活動拠点の確保」などのようにものなると思う。他にも色々なキーワードがあると思うので、そのあたりについて考えておいていただきたい。

また、「コミュニティ」の定義が必要なのかどうかということがある。町内会、ボランティア団体、NPO、老人会など色々ある。定義するのが良いのか、しない方が良いのか。また、具体的なコミュニティ活動について書くのが良いのか、それとも抽象的にとどめておいた方が良いのか。抽象的にとどめるとしたら、「コミュニティの自主性、自立性の尊重」「地域社会の中で重要な役割がある」といったことになると思う。具体的に書くとしたら「防犯、防災、子育て、高齢者の安全、高齢者の介護」などのことについて書く必要があると思う。そのあたりについても、次回まで考えておいていただきたい。

住民投票については、その後、地方自治法の関係などについて事務局から説明をしていただかないと出来ないと思うので、6月の委員会で予定したい。

4 その他

(委員長)

今後の日程についてだが、今のペースで行くと経験からするとあと8回は必要。12月議会に出すとなると、パブリックコメントに出す関係もあり、9月中ごろには出来ていないといけない。最長でも10月初旬までには終わらせなくてはいけないので、

- ・ 5月26日(月)、6月16日(月)、23日(月)
- ・ 7月と8月はそれぞれ3回
- ・ 9月に1~2回

として、7月以降の具体的な日程はまた6月に入ってから決めたいと思う。

5 閉会